

平成 27 年 3 月 30 日

水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る 「富士開発株式会社」に関する注意喚起

平成 26 年 10 月以降、水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「富士開発株式会社」（以下「富士開発」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- 富士開発は、高齢の消費者に対し、自社の事業内容や、公的機関からの許可や登録を受けている旨及び表彰を受けている旨を記載した書類を送付しています。また、この時期と前後して富士開発とは別の事業者から、富士開発への共同出資について名義貸しを依頼されます。
- その後、共同出資への名義貸しを断らなかった消費者は、富士開発から「出資金の振込名義人が個人名ではなかった。」などの理由により、損害賠償請求を行うと説明されます。
- 賠償金の支払方法については、現金を宅配便等で送付するよう指示されている事例もありました。
- 当庁が調査した結果、富士開発の水資源開発事業には実体がありません。富士開発の水資源開発事業に係る出資の勧誘には応じないようにしましょう。
- どのような名目であれ、宅配便で現金を送付するよう指示することは詐欺の手口です。正当な取引であれば、送金の日時や金額などの記録が残らない宅配便で現金を送付するよう指示することはありません。事業者から宅配便で現金を送付するよう指示されても決して応じてはいけません。
- 「出資者の代わりにあなたの名義を貸してください。」「共同出資者の形にしますのであなたの名義を使わせてください。」といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても決して応じてはいけません。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る 「富士開発株式会社」に関する注意喚起

平成 26 年 10 月以降、水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「富士開発株式会社」（以下「富士開発」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	富士開発株式会社
所 在 地	静岡県静岡市葵区葵町 2-3-1 センタービル 7 階
代 表 者	田宮 洋太郎
設 立	昭和 52 年
資 本 金	3 億 9000 万円
事 業 内 容	水資源の開発等

※ 富士開発が消費者に提供した資料に記載されている内容です。

※ 富士開発は、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例（資料の詳細は別添を参照）

- (1) 平成 26 年 12 月上旬、消費者宅に富士開発とは別の事業者（以下「A 社」といいます。）の担当者を名乗る者から、「富士開発から青い封筒は届いていないか。もし届いたなら、捨てないで置いて欲しい。また後日連絡する。」旨の電話があった。その数日後、A 社の担当者が話していたとおり、富士開発が送付元となっている青い封筒が消費者宅に届いた。
- (2) 封筒が届いた翌日頃、再び A 社から消費者宅に電話があったため、消費者は封筒が届いた旨を伝えると、A 社の担当者からは、「青い封筒に入っている 2 通の文書を送って欲しい。」旨を依頼された。消費者が青い封筒を開封すると、富士開発の会社概要が記載された文書及び「富士開発株式会社ご挨拶」と題する文書が入っていた。このとき、「富士開発株式会社ご挨拶」と題する文書に権利番号が記載されていたことから、消費者は、富士開発が出資を募っているのかもしれないと思った。また、会社案内には、建設業法の規定に基づき許可を受けている旨、温泉法の規定に基づき温泉成分分析機関の登録を受けている旨及び集水装置開発で国土交通省からプロダクツ大臣賞を大手電機メーカーと共同で受賞している旨が記載されていたことから、富士開発は水資源開発事業を営んでいる会社だと信じた。
- (3) ある日、A 社の担当者から、富士開発に出資することを希望している B という男性について説明を受けた。そして、A 社の担当者から、「あなたは B の知り合いだということにして、富士開発に出資枠の残り口数を確認して欲しい。」と依頼された。依頼を受けた消費者は、富士開発に電話して出資枠の残り口数を確認すると、「1 口 10 万円で、210 口残っている。」旨の回答が富士開発の担当者からあったため、その旨を A 社

の担当者に伝え、「Bは明日にでも出資金を振り込めると言っている。そして、今回の出資は、あなたとBの共同出資ということにして欲しい。」旨の依頼がA社の担当者からあった。

- (4) A社の担当者から、Bが振込手続を行った旨の報告を受けた後、富士開発から電話が入り、「入金を確認できたが、振込名義人がB個人ではなくCという会社の名義であるため、C社に返金した。」「A社は、今回の件で営業停止になった。」「当社は、あなたとBに対して損害賠償を請求する。」といった旨が告げられた。
- (5) 富士開発から損害賠償請求を行う等が告げられた電話があった翌日、監査事務所と称するD社から消費者宅に電話があり、「あなたとBに損害賠償請求を行う。」旨が伝えられた。このとき、消費者は、なぜ、企業の会計監査を行う監査事務所が損害賠償請求を行うのかと疑問を感じ、富士開発の出資に関する話を疑うようになった。
- (6) 平成26年12月下旬、消費者は、知人から紹介された弁護士に対してそれまでの経緯を説明して相談すると、弁護士から、「それは、劇場型勧誘という詐欺だ。」と教えられたことから、自分は詐欺に遭ったのだと気づき、最寄りの消費生活センターに相談した。

3. 当庁が確認した事実

- 富士開発は、高齢の消費者に対し、自社の事業内容や、公的機関からの許可や登録を受けている旨及び表彰を受けている旨を記載した書類を送付しています。また、この時期と前後して富士開発とは別の事業者から、富士開発への共同出資について名義貸しを依頼されます。
- 共同出資への名義貸しを断らなかった消費者には、後日、富士開発から「出資金の振込名義人が個人名ではなかった。」などの理由により、損害賠償請求を行うと説明されます。
- 賠償金の支払方法は、指示された住所へ宅配便等で送付するよう指示されている事例もありました。
- 富士開発は、前記1記載の所在地に事務所を置き、水資源の開発事業等を行っている旨を記載した資料を消費者に送付していますが、実際には、その所在地に同社の事務所は所在しませんでした。また、資料に記載されていた電話番号については、利用者と実際に電気通信回線設備を設置している電気通信事業者との間に複数の電気通信事業者が存在していたことから、富士開発の所在が分からないようになっていました。
- 富士開発が消費者に送付した資料には、富士開発が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき許可を受けている旨及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定に基づき温泉成分分析機関の登録を受けている旨が記載されていますが、富士開発が当該許可及び登録を受けた事実はありませんでした。
- また、同資料には、「集水装置開発にて国土交通省よりプロダクツ大臣賞受賞」と記載されていますが、当該大臣賞は存在しませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

- 富士開発は、前記3を踏まえると、事業実体がないことが強く疑われます。富士開発の水資源開発事業に係る出資の勧誘には決して応じないようにしましょう。
- どのような名目であれ、宅配便で現金を送付するよう指示することは詐欺の手口で

す。正当な取引であれば、送金の日時や金額などの記録が残らない宅配便で現金を送付するよう指示することはありません。事業者から宅配便で現金を送付するよう指示されても決して応じてはいけません。

○ 「出資者の代わりにあなたの名義を貸してください。」「共同出資者の形にしますのであなたの名義を使わせてください。」といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても決して応じてはいけません。

○ 建設業の許可を受けた事業者は、国土交通省のウェブサイトで公開されている「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で確認することができます。建設業者が許可を受けているか確認する際の参考にしてください。

- 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>

○ このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）

電話番号 0570-064-370

- 警察相談専用電話

電話番号 #9110

（以 上）

富士開発株式会社

会社沿革

平成2年4月 富士開発株式会社設立
(本社所在地：静岡県静岡市葵区葵町2-3-1)
代表取締役任に田宮洋太郎が就任

平成5年4月 建設業許可：静岡県知事許可

平成9年11月 温泉成分分析機関に指定(静岡県内指定)070134

平成11年11月 から100%子会社である
に環境関連事業を継承

平成19年 日本政府指定事業富士山において有効ブロック型の急速ろ過集水装置技術導入

平成21年 と共同で集水装置開発にて国土交通省よりプロダクツ大臣賞受賞

会社概要

商号	富士開発株式会社
所在地	420-0017 静岡県静岡市葵区葵町2-3-1 センタービル7F
代表番号	0120-915-485
設立	1977
資本金	3億9000万円
代表者	田宮 洋太郎
従業員数	661名

富士開発株式会社ご挨拶

かつて日本では「水と安全はタダのようなもの」と言われていました。ペットボトル入りの水が日常的に買われるようになった今では、誰も水がタダとは思っていないでしょうが、蛇口をひねれば豊富に水が出てくることは当たり前のように受け止められています。しかし、世界に目を転じると水の利用環境は大きく異なっていることがわかります。

地球上の水資源のほとんどは海水で、淡水は全体のわずか3パーセント。さらに水資源は、代替物がなく、存在量は地域で偏っていて、利用に際してはインフラ整備が必要になります。そのため世界各地には中東、北アフリカ、アジア諸国など、水不足に悩む地域が存在しています。

特に人口増加や都市化・工業化を背景に、地球規模で水需要の増大とともに安全で衛生的な水環境の劣化が進んでおり、今後の水問題は深刻化していくとみられています。そこで21世紀に入ってからは、水問題解決を目指した水ビジネスへの取り組みが、世界的に注目され始めました。当然そこには、発展途上国における安全で衛生的な生活環境の実現に貢献するのは先進国としての責務である、という意識の高まりもあります。

つきましては富士開発株式会社では、水事業を環境・インフラ事業部門の将来の収益の柱とすべく、育成するビジネスと位置付けています。水需要の増大著しい地域など、世界各地の有望市場において、実績を積んできた上下水処理や海水淡水化などのBOOT/BOO事業から、2013年に新たに参画した日本が誇る世界遺産富士山の水資源事業にまで領域を広げ、よりグローバルで多面的な水ビジネスの展開を通して、世界中に広がる水問題の解決に貢献すべく、挑戦を続けています。

権利番号

お問い合わせ番号 0120-915-485

富士開発株式会社